

審 査 基 準

平成26年 3 月 20日 作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項 : 第 4 条 第 2 項
処 分 の 概 要 : 探偵業届出証明書の再交付
原権者 (委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条 第 3 項 (探偵業届出証明書の交付)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 3 日
申 請 先 : 申請書は、探偵業届出証明書に係る営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課 (係) 窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 (電話 075-451-9111 内線3033)
備 考 :